令和８年 10 月 29 日
航行安全課航行指導室

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部改正について

１．背景

港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第４章（危険物）では、港内における船舶交通の安全を図るため、危険物を積載した船舶に対し、港長の指揮を受けなければならない等、一定の規制を課している。

その規制の対象となる危険物の種類については、港則法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 29 号）第 12 条に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号。以下「危規則」という。）第２条第１号及び第１号の２に定める危険物の中から、その性状や危険の程度等を考慮して告示で定めることとしている。

今般、国際海事機関（ＩＭＯ）において、国際海上危険物規定（ＩＭＤＧコード）が改正されたこと等に伴い、危規則に定める危険物の種類が変更されることから、告示で定める危険物の種類についても所要の改正を行う。

２．改正の概要

（１）告示で定める危険物の種類の変更
（２）その他所要の改正

３．今後のスケジュール

公布：令和８年 12 月下旬
施行：令和９年１月１日